

会長	事務局長	係

## 第823回

### 宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 令和2年4月6日（月曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（11名）

1番 田村 磨利	2番 山口 一晴	3番 濱田 賴之
4番 山本 欣史	5番 岩本 誠司	6番 小川 節美
7番 澤田 誠規	8番 今津 久雄	9番 小島 久司
10番 寺田 巧	11番 羽賀 大透	

---

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、農地利用最適化推進員は招集せず。

4. 欠席者（7名）

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 西山 讓	5番 細川 秀信	6番 山本 大
7番 浦田 久永		

5. 事務局出席者

事務局長心得兼農地係長 小松 崇司 事務局主事 山本 恵美

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について

議案第2号 農地法第5条許可申請審査について

- 議長 皆さん、こんにちは。新年度始まって第1回目の総会になりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため推進委員さんは出席せず委員さんだけの会になります。
- また、会議中のマスクの着用、室内の換気、座席を一定の間隔に空けるなど感染防止対策を行い、総会の時間も短縮して行いたいと思いますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。
- 議事に入ります前に今回的人事異動で事務局員が交代いたしましたので挨拶をお願いします。
- 事務局 農業委員会事務局2名自己紹介する。  
事務局長心得 小松 憲司、主事 山本 恵美
- 議長 これより、第823回宿毛市農業委員会総会を開会いたします。
- 本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、3番濱田頼之委員、4番山本欣史委員にお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長 事務局と委員より議案の説明をお願いします。
- 事務局員 今回の申請は3件。内訳は、売買と公売による所有権移転です。
- それでは、ご説明いたします。番号1番。場所は2ページに位置図をつけています。大字橋上。主要地方道宿毛津島線沿いに広がる農地のうちの1筆になります。
- 譲渡人は、贈与により農地を取得していましたが、数年前に地区外に転居しており、この度農地を地元の方へ譲り渡すことになりました。譲受人は、申請土地に隣接する農地を所有しており、取得後は周囲一帯とあわせて活用したいとのことです。
- 売買で、取得後は畠で直七を作ることです。
- 全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
- 続きまして、番号2番。場所は3ページに位置図をつけております。
- 大字宇須々木。場所は、主要地方道宿毛城辺線、新港入口から市道を山手側に入り、円覚寺手前の農地1筆になります。

譲渡人は、相続により農地を取得しておりましたが、この度地元の方へ農地を譲り渡すこととなりました。

売買で、取得後は文旦を作る予定です。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

最後に番号3番。場所は4ページに位置図をつけております。

大字宿毛。場所は、ホテルアバン宿毛裏側、松田川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

譲受人は、前回（3月2日）の総会で協議していただいた買受適格証明願の願出人で、3月4日に開催されました公売で落札し、購入可能となり今回の申請したものです。通常、3条許可申請は、譲渡人、譲受人の双方から署名されて提出されるのですが、今回は公売物件ですので、譲受人の単独申請という事になります。以上のことから公売により落札したため譲渡人は空欄となっておりますので、ご了承くださいますようお願ひいたします。

なお、その際の総会でも決議をいたしましたが、買受適格証明願の提出時に、3条許可申請が提出された時と同様の審査をしていることから、落札後正式に3条許可申請があった場合には、その買受適格の審議をした時と内容や状況に変わりがないと会長が認める時には、許可して良いという事になっていますので申し添えます。

全部事項証明書のほか、耕作計画書、公売の売却決定通知書も添付されています。前回の総会にて買受適格証明書を協議した際との変更点も見受けられない事から、農地法第3条第2項各号に該当しないため問題ないと考えます。

今回の3条許可申請は以上になります。

審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 続きまして、受付番号1番について、橋上地区担当の濱田委員さん、お願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに1番朗読】

先日、●●さんも来て現地を確認しました。ここでは事務局からも言いましたように、まわりにミカンをいっぱい植え、そこにポツンと竹やぶになり柿の木が2本ほど生えて、だいぶ耕作には時間がかかるかなあと思うんですが、●●さんは「お願ひします。」と、●●さんも購入したいとのことで

す。双方とも問題ないということで皆さんのお願いします。

○議長 続きまして、受付番号2番について、宇須々木地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに2番朗読】

先日、双方と連絡をとりまして、●●さんが一緒に文旦を作っている息子の●●くんに話をしました。以前から、何年か前から借りて作っていたのですが、●●さんのほうから、「もう買い取ってくれ。」という申し出があつて今回の申請に至ったそうです。問題はないと思います。以上です。

○議長 続きまして、受付番号3番について、街区担当の田村委員より説明をお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに3番朗読】

松本委員とも話して、電話確認だけでいいだろうということで、現地も見ていますし、●●さんと電話で話しました。耕作するつもりやけど、ここ数年ずっと●●さんが耕作依頼を受けていて、もし、このまま耕作してくれるなら作ってほしいということなので、先に●●さんには「電話番号を教えていいですか、話してくれますか。」と聞くと、「いいです。」ということだったので、●●さんには●●さんと直接お話するようにということで電話番号をお伝えしました。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 何か意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 それでは、これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果、問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、「議案第1号」の3件は、許可することに決しました。

○議長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いします。

○事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。受付番号1番、所在地戸内、位置図は7ページになります。国道56号線、田村鉄工所の南側のヤイト川沿いの土地です。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できることから申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されています。

太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は $1,612\text{ m}^2$ 。資金計画といたしましては、土地取得費180万円。太陽光発電設置費1,700万円。自己資金1,880万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えています。

続きまして、受付番号2番、位置図は8ページになります。国道56号線、寺尾のバス停を右折したヤイト川沿いの土地です。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できることから申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されています。

太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は $1,278\text{ m}^2$ 。資金計画といたしましては、土地取得費140万円。太陽光発電設置費1,700万円。自己資金1,840万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号3番、位置図は9ページになります。国道56号線、与市明から宿毛トンネル、野地橋を右折し直進した左側の土地です。

転用目的は、国道56号線宿毛トンネル携帯電話基地局、新設工事に伴う工事用作業ヤードに賃借権を設定し、一時転用にて申請地に設置しようとするものです。

農地転用に伴う、賃貸借契約書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

工事用作業ヤードの設置に伴う農地の転用面積は $55.34\text{ m}^2$ 。資金計画といたしましては、賃借料1万3千円(6カ月)。工事用作業ヤード設置費50万円。自己資金51万3千円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号4番、位置図は10ページになります。主要地方道宿毛津島線から神有キャンプ場へ進み、キャンプ場の右手奥の土地です。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できることから申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は $1,229\text{ m}^2$ 。資金計画といたしましては、土地取得費50万円。太陽光発電設置費811万5,580円。自己資金861万5,580円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号5番、位置図は11ページになります。主要地方道宿毛津島線を進み橋上郵便局の手前を左折した土地です。

転用目的は、申請者は、現在両親と同居していますが、子供が3人おり手狭になった事より、将来両親の世話をできる位置にある申請地に一般住宅を建築しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

一般住宅の建築に伴う農地の転用面積は $350\text{ m}^2$ 。資金計画といたしましては、土地取得費20万円。住宅建築費2,480万円。借入金2,500万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

今回の申請は以上5件になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございます。それでは受付番号1番及び2番について、戸内地区担当の私の方から説明いたします。

- 会長 【議案書をもとに1番及び2番朗読】  
●●さんに先日、電話で確認し、「間違いないので、よろしくお願ひします。」ということです。また、●●のほうも担当の方とお話しし、「よろしくお願ひします。」ということでしたので審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議長 続きまして、受付番号3番について、野地地区担当の山本委員より説明をお願いします。
- 山本委員 【議案書をもとに3番朗読】  
先日、双方に電話し、現地確認して、間違いありません。審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
- 議長 続きまして、受付番号4番及び5番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いします。
- 濱田委員 【議案書をもとに4番及び5番朗読】  
4番につきましては、4月1日に川島委員と譲渡人の●●さんと現地に行きました。そこは皆さまご存じのように4か所ほど太陽光（発電）が出来ております。今回一番奥のところであります。それまで2年前まで元農業委員をしていた●●さんが作っておりました。なかなか作れなくなつたということで、その近くにも太陽光（発電）が出来ているので自然にそういうふうになったということありました。●●さんに事前に電話で確認し、「間違いないので、よろしくお願ひします。」ということでした。  
続きまして5番。これは親子関係でありまして、狭くなつて、子供も中学校から3名、後ろに畑がありますので、そこに建てるということです。両方とも立ち会いのもと間違いないので、審議よろしくお願ひします。以上です。
- 議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 寺田委員 3番の内容、どうも分からんのやけど、賃借権設定するのに、分筆するわけでもないし、そもそも、こういう申請がいるのやろうか。

○事務局員

3番の案件につきましては、1カ月前、3月10日にも、受付番号32番で出していた内容の続きと言えば続きなのですけれど、工事用作業ヤードを設置する必要が出来てきたので。一時転用ということになるので、正規の手続きが必要ということで、3月の内容とは別の内容で今回改めて申請いただいて、今ご審議いただいているところです。十分なご説明になってい るかどうか分かりませんが。

2筆にまたがっていて、厳密に測量した結果、一時的に農地ではなくなります。

○寺田委員

残地は、どういう扱いをするのか、農地法の中で何か問題があるのか。

○事務局員

一時的には農地を外れるということですので。もっと資料をつけたら良かったのですが、分かりにくかったですね。

○寺田委員

いいえ。

○小島委員

自分たちも建設関係の工事の期間の中で土地を貸して、1カ月とか2カ月とか、1年分を損料として当然支払いはするのですが。公共農地を借地する場合、市役所から言わされたことが一度もない。けれど、個人対建設会社では当然借地契約を結んでやりますけど。そういうことは、やったことはない。法的には触れるがやね。公共でやっても借りるのは個人、建設会社が想定してやってくるがやけんよ。その人たちのも迷惑かけたらいかんけん、今聞いてみようがやけど。分かるようやったら教えてもらうたらええし、分からんかったら調べてもらったら。

○事務局員

今、小島委員からのご質問ですが、今お答えできるものを持っておりませんので、事務局で確認した結果を後日改めてお伝えします。

○濱田委員

公共の場合、自動車道が通るがで、実際貸しちょうが、それは国交省とするだけで、市のほうとはせずに、今回も車が通る道、置く所へ何カ所も貸している。中山のところに。それは国交省が必ず来てするので、市へのこういう提案は1回もない。だから、公共の場合はいいのか、民間の場合はせんといけないのか、そのあたりが分からんね。

○小島委員

宅地の人も困るしね。

- 田村委員 何年か前に平田の高速道をやった時に、資材か何か一時転用でやったような。ここで審議したことがあったような。
- 小川委員 あるある。●●さん。
- 濱田委員 あとで、聞いて。確認取って次の時に。
- 事務局員 内容を確認しまして、確認した結果を後日改めて委員の皆さんへ報告させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
- 議長 ほかに意見はございませんか。なければ採決に入りたいと思います。  
(「なし」との声あり)
- 議長 これより採決をいたします。  
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」5件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」との声あり)
- 議長 異議なしと言うことですので、「議案第2号」の5件は、意見を附して県に送付することに決しました。
- 議長 続きまして、協議事項に入ります。  
非農地の報告について事務局と委員よりお願いします。
- 事務局長 事務局より非農地証明について、ご報告いたします。  
番号1番。申請場所、所在地戸内。登記地目畠。地図の方は13ページになります。場所は、国道56号線を進み左折した宿毛木材センターの道路を挟んだ前の土地で、平成17年頃より耕作放棄し駐車場として使用し現在に至っております。  
続きまして、番号2番。申請場所、所在地戸内。登記地目畠。地図の方14ページになります。場所は、国道56号線を進み左折した宿毛木材センターの道路を挟んだ前の土地で、平成17年頃より日用品・雑貨品を入れるための基礎なしの物置を設置し、物干場、作業場として使用し現在に

至っております。以上2件につき、農地への復帰は困難と考えます。  
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 続きまして、受付番号1番及び2番について、戸内地区担当の私の方から説明いたします。

○会長 【議案書をもとに1番及び2番について朗読】  
●●さんと話をしました。「農地に復旧することは困難ですので、お願いします。」ということなので、現地も西山委員と確認をし、農地に戻すことは難しいということで、審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。  
非農地証明2件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしと言うことですので、非農地証明2件は、証明することに決しました。

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (活動記録簿の提出について)  
私の方から3点、はじめに本日は活動記録簿の提出をいただきありがとうございました。提出いただきました活動記録簿については、事務局で内容を点検確認後、後日郵送にて返却予定です。新年度も定期的に活動記録簿の提出をお願いいたしますので、日頃の活動の記録について、記録簿への記載漏れがないようご注意願います。

(人・農地プランの実質化に係るアンケート調査実施について)

続きまして、人・農地プランの取り組みとして実施しております、営農意向調査・アンケート調査についてお知らせいたします。宿毛市では昨年9月から委員のみなさまの戸別訪問により取り組みを進めた結果、先月3月末までに約260名の方から回答をいただきました。この間、委員のみなさまには調査票の配布、回収につきまして取り組みをいただき、ありがとうございました。引き続き事務局にてアンケートの内容の集計作業を行い、今後予定しております、アンケート結果を基に地図の作成、地域での話し合いに繋げていくため取り組みを進めることとします。

(農業委員会の改選について)

農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募期間について、いずれも令和2年4月1日から4月30日までの1カ月間としております。新型コロナウイルスの関係もありまして、なかなか対応できておりませんが、現職に委員さんにおかれましては手続きが必要です。所定の手続きについて郵送いたします。ご一読いただき、再選につきまして不明な点はご相談がありましたら、事務局のほうで対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局員 (次回総会の日程について)

最後に次回総会の日程についてお知らせします。5月8日(金)午後1時30分から行います。提出議案の締め切りは今週10日(金)、議案送付は5月1日(金)の予定です。よろしくお願ひいたします。

○議長 ほかに何かありませんか。

○田村委員 新しい委員の立候補はあるのですか。

○事務局長 問い合わせ等は一切ありません。

○田村委員 農協の婦人部のほうにも、「いい方がいたら教えてください。」と聞くけれど「いない。」ということです。

○事務局長 きょうの総会につきましては、冒頭、会長のほうからありましたように、新型コロナウイルス感染拡大防止と危機管理の観点から、今回は、このような規模縮小で農業委員11名で開催させていただきました。なお、周辺

の状況を参考までに申し添えますと、本日同じ時間に四万十市でも初会を開いています。担当の方に確認を取りましたら、同様に「4月の総会については、このような状況を勘案して出席を農業委員さんのみにしています。」ということでした。先ほど来月の総会の日程をお知らせしましたが、先のことは分かりません。一応、全国農業会議所から3月の段階で「新型コロナウイルス感染拡大に伴う農業委員会組織の対応について」という文書が届いていまして、農業委員会の総会が法令義務、3条・4条・5条、非農地は別ですけども。実際委員が参集することが原則となっている。同時に会議の公開、議事録の公表が法律上規程されている。ということで、一応どういう状況にあっても委員の皆さんには、こういう形をとっていただく、業務が停滞する事がないようにという指示がきています。

事務局も二人おりますが、一緒に倒れてもいきませんので、業務が停滞することのないように対応してまいります。引き続きこういう状況が続けば、きょうのような形をとることも考えていますので、よろしくお願ひいたします。推進委員さんほうにも、本日の結果をお伝えする際に今後の対応ということで、今お話ししたことを文書でお伝えします。事務局からは以上です。

○議長 それでは、以上で今期定例総会の議事は全て終了いたしました。これで第823回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時15分閉会

令和2年4月6日

会長

農業委員

農業委員